

規制の事前評価書

法令案の名称：災害対策基本法等の一部を改正する法律案

規制の名称：①「被災者援護協力団体」の登録申請

②「登録被災者援護協力団体」の表示制限

規制の区分：☒新設 ☐拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）

評価実施時期：令和7年2月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- 令和六年能登半島地震から得られた教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、国による地方公共団体の応援体制の強化、被災者援護協力団体の登録制度の創設、広域一時滞在等における被災住民への情報提供の充実、地方公共団体における物資の備蓄状況の公表の義務化、救助の種類への福祉サービスの提供の追加、災害時における日本下水道事業団の業務の特例の創設、内閣府の防災監の新設等の措置を講ずる。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- 令和六年能登半島地震においては、避難所の運営、炊き出し等による食料の供与、被災者の健康管理のための見守り・相談、被災者のニーズ把握、被災家屋の応急修理などにおいて、災害対応ノウハウ・技術力を有する専門ボランティア団体やNPO等が数多く活動し、被災者援護に大きな役割を果たした一方で、被災地で被災者の援護を行う国や自治体にとって事前情報がない団体が多く、全国からこのような団体が自主的に次々と被災地入りしたため、行政側で、連携体制の構築に時間を要したといった課題や、直ちに支援の受け入れの可否を判断できず受け入れを拒否したといった課題も見られた。

このため、発災のたびに、行政が、自ら実施する被災者の援護に対し協力を申し出る団体に関する情報を収集し、協力受け入れの可否を都度判断するのではなく、平時より、災害時に行政が行う被災者の援護に協力をする意向があり、信頼して依頼できる団体について広く明らかにし、このような団体と行政との連携体制を構築しておく必要がある。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- 災害時に行政に協力して被災者援護の一翼を担う組織として、①被災者援護協力団体の登録に係る制度を規定するとともに、登録を受けた被災者援護協力団体（以下「登録被災者援護協力団体」という。）の公的信用力を担保するため、②登録被災者援護協力団体以外の団体が、登録被災者援護協力団体である等との表示をして被災者援護協力業務を行うことを禁止する。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

＜その他の規制手段の検討状況＞

■検討した □検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由)

＜① 関係＞

- ・ 市町村が行う被災者援護を充実させる観点から、被災者支援を行う民間団体等のうち市町村が担う被災者援護業務を補完し、被災者援護の質的向上を図ることが期待できる者から申請があった場合に、市町村長が適格性等を判断したうえで、被災者援護業務を行わせる指定制度の検討を行った。しかし、指定の基準については指定をする主体の裁量に委ねられているため、本制度を導入した場合、各市町村長が独自で定めた基準に従って団体を指定できることとなり、団体の活動に地域間格差が生まれ、発災時の被災者援護に支障をきたすおそれがある。

したがって、行政庁に対して申請があった場合に可能な限り客観的な基準に照らした判断を行うとともに、市町村や都道府県ごとに基準の差異が生じないように、国において一律的な基準を設けたうえで適格性を判断する必要があることから、申請のうち「行政庁における登録の受理又は拒否には裁量の余地がないことが原則」(『法令用語辞典〈第 10 次改訂版〉』)である「登録」制度としたうえで、この登録申請を受け付ける主体は国とすることとした。

＜② 関係＞

- ・ 登録制度の創設にあたって、被災者援護協力業務を行う団体が国による登録を受けていないにもかかわらず、国の登録を受けているかのような表示を行い活動することを抑止するため、このような団体が活動していることが発覚した際に行政指導により対応することも検討したが、災害時に団体の受け皿となる行政の混乱を招くおそれを取り除く効果は限定的と考えられることから、法律上明文化した本規制手段の採用が妥当である。

＜その他非規制手段の検討状況＞

■非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した

□非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった

□非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した

□非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容)

＜① 関係＞

- ・ 災害対応に関しては、行政機関と民間団体との間であらかじめ任意の協定を締結し、発災時に、当該協定に基づき、民間団体が協力を行う例も存在しており、登録制度ではなく、協定制度とすることも検討したが、「協定」は、『法令用語辞典〈第 10 次改訂版〉』によれば、「2 以上の当事者が一定の事項について合理の上取り決めること又はその取り決めたもの」とされており、双方の合意を基に取り決め内容の履行を確保する性質のものである。このため、協定において、協力業務の内容や秘密保持義務の取決めを行ったとしても、その違反に対しては、協定を破棄することは可能であるものの、その履行を現実担保することができない。

また、今般の法改正では、効果的・効率的な被災者支援のため、一定の場合には、登録被災者援護協力団体に被災者台帳情報を提供できる規定を設けることとしている。被災者台帳情報は、氏名や生年月日、要介護度等の被災者のプライバシーに係る情報を含むことから、被災者台帳情報の提供先には秘密保持義務を課し、秘密保持義務違反の場合には罰則を科す規定を設けることで、適切な協力業務の実施を促すため、協定制度ではなく登録制度とすることが妥当である。

<② 関係>

- ・ 表示の制限規制を設けないことも検討したが、災害時に団体の受け皿となる行政機関に対して、団体の適格性等の確認に要する事務負担を課すこととなり、円滑な被災者援護を実施できないおそれがあることから、本規制を設けることが妥当である。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

<① 関係>

- ・ 登録被災者援護協力団体は、災害時において炊き出し等による食料の供与、被災者の健康管理のための見守り・相談等などの被災者援護協力業務を行うことを想定しており、事後評価書を作成するまでに、発災時における団体の活動実績等の調査や受け入れ先となる自治体からの聞き取り調査等により、定量化を試みる。

<② 関係>

- ・ 登録被災者援護協力団体以外の団体が登録被災者援護協力団体等との表示をして被災者援護協力業務を行うことを禁止することで、発災時に多種多様な団体が被災者の援護を行う被災現場においても、行政が信頼できる団体であることを直ちに認識することが可能となり、円滑な被災者援護協力業務の実現が図られると思料されるところ、本効果について現時点で定量的に把握することは困難であるが、事後評価書を作成するまでに、発災時における団体の活動実績等の調査や受け入れ先となる自治体からの聞き取り調査等により、定量化を試みる。

4 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

<① 関係>

- ・ 本規制に係る遵守費用として、登録申請書作成費用が発生するが、登録申請の対象は地域の自治会や組合から、災害対応ノウハウ・技術力を有する専門ボランティア団体や民間事業者等といった幅広い主体が想定される。登録申請書の作成にかかる人件費は、団体の性質に応じて変動するものであり、定量的に把握することは困難であるが、事後評価書を作成するまでに、民間事業者等から人件費等に係る聞き取り調査等を行うことにより、定量化を試みる。

<② 関係>

- ・ 本規制により、登録被災者援護協力団体以外の団体は、登録被災者援護協力団体と比較して、行政との連携や公的信用力の観点から一定程度の差異が生じるが、被災者援護協力団体の登録を受けていない団体においても被災者援護協力業務そのものを行うことは規制していないため、遵守費用の発生は想定されない。

<行政費用>

<① 関係>

- ・ 国において登録申請書の記載事項に関する確認等の事務負担の増加が見込まれ、職員1人の申請1団体あたりに要する時間を2時間、行政機関の職員の人件費単価を2,765円/時間（人件費は令和6年度国家公務員給与等実態調査の結果を参照し、月の勤務時間は7.5時間/1日×20日＝150時間を想定）とすると、1団体

あたり 2,765 円/時間×2 時間=5,530 円分の行政費用が発生する。

また、令和六年能登半島地震において 300 を超えるボランティア団体が活動しており、そのうち登録の可能性のある団体が約 100 程度想定されることから、5,530 円／1 団体×100 団体分=553,000 円分の費用が合計で発生すると考えられる。

<② 関係>

- ・ 本規制に該当する団体かどうかは、当該団体が被災地において登録被災者援護協力団体等であると表示して被災者援護協力業務を行っている旨、国が情報を得ることで判明するものであり、本規制に係る行政費用は発生しない。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 被災地で活動する際、発災当初から被災自治体からの信頼を得ることが課題と考えるところ、被災者援護協力団体として登録を受けることで一定の信頼が担保されるようになるということについて、一定の効果があるという評価をいただいた。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 令和六年能登半島地震・奥能登豪雨対応の振り返り、令和 6 年 12 月 27 日（金）実施

※令和六年能登半島地震等における災害対応の振り返りとして、内閣府及び全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOD）によりボランティア団体関係者に意見を聴取

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ 非公表

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

- ・ 本規制の効果は、災害発生後において検証ができるものであり、3 年や 5 年など適当な年度で区切って見直すことが困難であることから、見直し条項の記載を基に施行後適当な時期に事後評価を実施する。